**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億四千五百八十六万円、資本準備金の額を一億八千三百九十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月十八日
掲載頁　四十七頁（号外第八十七号）
平成三十年四月二十三日
東京都新宿区西早稲田一丁目二二番三号
ウタゴエ株式会社
代表取締役　園田　智也

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ金二十五億円増加することを条件として、資本金の額を金二十五億円、資本準備金の額を金二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十九年六月二十九日
掲載頁　四十一頁
平成三十年四月二十三日
神戸市中央区栄町通六丁目一番二一号
株式会社神明
代表取締役　藤尾　益雄

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ八百万円、〇円とすることにいたしました。なお、平成三十年五月三十一日効力発生の募集株式発行により、当社の資本金の額は一億三千三百万円、資本準備金の額は一億二千五百万円になります。

効力発生日は平成三十年五月三十一日であり、株主総会の決議は、平成三十年四月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　大分合同新聞
掲載の日付　平成三十年四月十三日
掲載頁　二十頁
平成三十年四月二十三日
大分県別府市上人ケ浜町六番二四号
株式会社松秀
代表取締役　久保　力夫

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成三十年五月十一日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年五月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月二十三日
東京都豊島区西池袋一丁目一一番一号
株式会社テンダ
代表取締役　小林　謙

**基準日設定につき通知公告**

当社は平成三十年五月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年四月二十三日
東京都文京区本郷三丁目三五番二号ラ・ヴェリエール三階
株式会社Payment Technology
代表取締役　上野　亨

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成三十年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月二十三日
京都府宇治市宇治壱番二六番地
株式会社洛南タイムス社
代表取締役　中村　太郎

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者であるケネス・ケンゾー・ミヨシが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月二十三日
東京都中央区八丁堀二丁目二〇番九号
京橋第八長岡ビル一階
Interactive Data Australia Pty Ltd
日本における代表者
ケネス・ケンゾー・ミヨシ

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である水山武博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年四月二十三日
大阪市浪速区日本橋東三丁目一四番一〇号
SUNSHINE CREW PTY LTD
日本における代表者　水山　武博

**限定承認公告**

本籍沖縄県うるま市字大田三〇七番地、最後の住所千葉県市川市妙典三丁目一二番一八―二〇二号（コーポ早川）
被相続人　亡　川崎　一男

右被相続人は平成二十九年七月十一日頃から二十日までの間に死亡し、その相続人は平成三十年四月三日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十三日
沖縄県沖縄市字松本九九五番地一
相続財産管理人　川崎　一嘉

## 正誤

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成三十年三月三十日（号外特第六号）公布内閣府令第十四号（警察法施行規則の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り） | | | | |
| 五〇 | 上 | 表中改正後欄中終りから一七 | 第十九条 | 第二十条 |
| 〃 | 〃 | 表中改正前欄中 | 〃 | 〃 |
| 平成三十年三月三十日（号外第七十号）公布厚生労働省令第四十三号（厚生労働省組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り） | | | | |
| 四五 | | 表中改正後欄中終りから一六 | 次に掲げるもの | 次に掲げるもの |
| 平成三十年三月三十日（号外第七十号）経済産業省告示第五十四号（回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示）（印刷誤り） | | | | |
| 六〇二 | | 表中改正後欄中終りから一四 | 九・四五円 | 九・四五円 |
| 〃 | 〃 | 表中改正前欄中終りから一四 | 八・三三円 | 八・三三円 |
| 〃 | 〃 | 表中改正終りから一四 | 九・三九円 | 九・三九円 |
| 〃 | 〃 | 八 | 八・三二円 | 八・三二円 |
| 平成三十年三月三十日（号外第七十号）経済産業省告示第五十六号（第十三次鉱業労働災害防止計画）（印刷誤り） | | | | |
| 六〇四 | | | 八休業　日数 | 休業日数 |
| 平成三十年三月三十一日（号外特第七号）経済産業省告示第六十七号（租税特別措置法施行令第五条の四第一項及び第二十七条の五第一項に規定する機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものを定める件）（印刷誤り） | | | | |
| 八八八 | 上 | 一一 | 構築物であつて、次の各号に掲げる | 構築物であつて次の各号に掲げる |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　四月二十三日付第九〇号九　六ページ●同日付政府調達第七五号八〇ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）